



障害者の発達と権利を保障する研究運動が地歩を固めいつそ  
う前進するために、これまで発展してきたさまざまな科学研  
究の成果や社会諸分野の実践・運動に学ぶコーナーです。

## 障害者の読む権利とマラケシュ条約

野 村 美佐子

セスを人権として考えた場合の障害者にとっての  
条約の意義について言及する。

### ■ 1 国連障害者権利条約とマラケシュ条約

2013年6月27日、モロッコのマラケシュで、世界知的所有権機関（WIPO）<sup>1)</sup>の加盟国との採択により、著作権に関する新たな国際条約が生まれた。その条約は、この地域の名前をとってマラケシュ条約と呼ばれた。このマラケシュ条約の正式名は、日本政府訳によれば「盲人、視覚障害者その他の印刷物の判読に障害のある者が発行された著作物を利用する機会を促進するためのマラケシュ条約」<sup>2)</sup>となる。この正式名の「その他の印刷物の判読に障害のある者」は日本にはなかった用語と概念であり、英語では「プリントディスアビリティ（print disability）」となる。この表現について、どう日本語訳するかが問題となった。

視覚障害者のみならず、ディスレクシアなど印刷された出版物を読むことが難しいプリントディスアビリティのある人についても読む権利も保障することを意味する本条約名となった。

2016年9月30日には、20カ国目としてカナダの加入が完了し、マラケシュ条約は発効した。

アメリカは2018年10月10日に批准した。日本とEUは、マラケシュ条約を2018年10月1日に批准し、2019年1月1日に施行された。

本稿では、国連障害者権利条約に基づいたマラケシュ条約について解説するとともに、情報アク

のむら みさこ  
日本デイジーコンソーシアム事務局長

国連障害者権利条約が、2006年12月に採択され、2008年に6月に法的な拘束力を持つ国際法になったことで、基本的人権として障害者の情報のアクセスの権利は確立された。権利条約第9条アクセシビリティの条文には「障害者が情報を利用する機会を有することを確保するため、障害者に対する他の適切な形態の援助及び支援を促進すること」と記載されている。これにより、視覚障害者およびプリントディスアビリティのある人の情報アクセス権と著作権の調和を求めた国際条約（マラケシュ条約）の制定への交渉が加速化され、採択に至った<sup>3)</sup>。

2015年には、ニューヨーク国連本部で同条約が、障害のある人々の権利に取り組むより大きなプロセスの一部となったとの発言があり、国連としても期待しているということだ<sup>4)</sup>。

さらに、スティービー・ワンダーが本条約の発効に際して2016年12月5日のコメントで、以下のように述べている。

「マラケシュ条約の批准は、国が権利条約の下で義務を果たすことができるひとつ的方法である。このことは、一般的な情報をアクセシブルなフォーマットや技術で提供する第21条とすべてのレベルでインクルーシブな教育システムを確保する第24条の義務を果たすことを含んでいる。

これらは、促進し保護するために権利条約で明確にされた人権の中にある<sup>5)</sup>マラケシュ条約のもとで、読む権利が保障され、「アクセス可能な形式」での情報の提供が期待されている。

### ■ 2 マラケシュ条約の背景

1980年代から保護された著作物を読むために障害者が直面する問題について議論されるようになり、マラケシュ条約制定のきっかけとなったのは、2000年から世界盲人連合（WBU）とその会員である英国の王立盲人援護協会（RNIB）を中心とした熱心な「読む権利（Right to read）」のキャンペーンである。

英国をはじめとする多くの国の出版社は、アクセシブルな形式での出版を行っていなかった。出版社は、視覚障害者等の点字や音声による図書を利益の高いビジネスだと考えていなかったからだ。その結果、点字や音声図書を提供するのはRNIBなど慈善団体やボランティアのみとなるため、数に限りがあり、アクセシブルな図書は少なかった。また、制作したアクセシブルな図書を海外で利用できる規定もなかった。

WBUによれば、毎年世界中で出版される100万冊程度の書籍のうち、視覚障害者が利用できるアクセシブルな形式の図書（点字や音声および拡大図書）が占める割合は、先進国でも5%（現在は10%以下としている）であり、開発途上国においては、1%以下である。WBUは、そのような状況を「本の飢餓（book famine）」と呼び、アクセシブルな図書の不足を訴えた。そして、その解決方法として、国内法における著作権の権利制限と例外規定の下で、視覚障害者等のためのアクセシブルな図書の制作と国境を越えて共有できる国際的な法の枠組みを実現することをWIPOに求めた。

### ■ 3 WIPOとステークホルダーの取り組み

WBUの世界に向けた強力な「読む権利」のキ

ャンペーンに、国際図書館連盟（IFLA）、DAISYコンソーシアム、ディスレクシア団体も含むヨーロッパディスアビリティフォーラムなど国際的な非営利団体も加わり、WIPO著作権および著作隣接権に関する常設委員会（SCCR）にオブザーバーとして参加した。委員会での決議権はなかったが、発表の場は設けられ、新しい国際著作権条約の必要性を訴えた。それに対してWIPOは、政府、出版社、技術者やソフトウェア製作者、図書館関係者、その他のアクセシビリティに関連する団体、視覚障害者団体などのステークホルダーによる討議を促進する役割を担った。

また、2008年には、WIPOは、新条約を制定しなくても対象者の著作物へのアクセスを確保するプロジェクトのステークホルダー プラットフォームも設置した。しかし、WBUは、最初は、WIPOの提案に賛成をしたが、2011年には、拘束力のある法的枠組みが必要であるという立場を崩さなかった。この頃から国際条約についてSCCRで活発な討議と交渉が行われ、採択を目指して2013年6月の外交会議が決まっていた。

しかし、条約の条文に関して事前の合意が得られず、2013年6月の外交会議においてもその交渉が継続しており、マラケシュ条約の採択も危ぶまれた。最終的には妥協点が見出され、採択に至った。そのような経過から「奇跡のマラケシュ条約」とも言われている。

### ■ 4 マラケシュ条約の内容

マラケシュ条約は前文及び22条の条文で構成されている。

#### 4.1 前文

世界人権宣言、国連障害者権利条約で宣言されている、差別のない平等な機会、アクセシビリティおよび社会への完全かつ効果的な参加とインクルージョンの原則のもとに、国際的な著作権制度の重要性を認識しつつも、視覚障害あるいはその